



2025年6月27日

各位

会社名 株式会社 京都フィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役社長 土井 伸 宏
(コード番号 5844 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画部経営企画担当部長 大 西 秀 樹
TEL (075) 361-2275

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

株式会社京都フィナンシャルグループ（社長 土井 伸宏）（以下「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月25日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 28,711 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,569 円
(4) 処分総額	73,758,559 円
(5) 処分先およびその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く） 4 名 8,658 株 当社の執行役員 4 名 2,898 株 株式会社京都銀行の取締役（株式会社京都銀行社外取締役を除く） 7 名 7,275 株 株式会社京都銀行の執行役員 13 名 9,880 株 ※上記人数の合計は 28 名となりますが、当社の取締役または執行役員と株式会社京都銀行の取締役を兼務する者も含んでいることから、実人数は 21 名となります。

2. 処分の目的および理由

当社は 2024 年 5 月 14 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下「当社の対象取締役」といいます。）および執行役員（以下当社の対象取締役とあわせて「当社の対象取締役等」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下

「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また 2024 年 6 月 27 日開催の第 1 期定株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産とするための金銭報酬として、当社の対象取締役に対して、年額 150 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、および譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、割当てを受けた日より当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任する日とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社の子会社である株式会社京都銀行（以下「京都銀行」といいます。）においては、2021 年より、京都銀行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、京都銀行の取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員（以下「京都銀行の対象取締役等」といい、当社の対象取締役等とあわせて「対象取締役等」と総称します。）に対する京都銀行株式に係る譲渡制限付株式報酬制度を導入しておりましたが、今後は当社の普通株式を用いて本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を支給することとしております。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社または京都銀行から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。なお、当社におきましては、本制度により当社の対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は、年 100,000 株以内とし、1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定します。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、対象取締役等 21 名に対し、当社または京都銀行から金銭報酬債権合計 73,758,559 円（このうち当社の対象取締役に対する金銭報酬債権の合計は 22,242,402 円です。）を付与し、それを現物出資させて当社の普通株式 28,711 株を付与することといたしました。

本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2025 年 7 月 25 日から、当社の対象取締役等については当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任する日までの期間、京都銀行の対象取締役等については京都銀行の取締役または執行役員のいずれの地位も退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」とい

います。)

(2) 譲渡制限の解除条件

当社の対象取締役等が、2025年6月27日から翌年に開催される当社の定時株主総会の日までの期間（以下、当社の対象取締役等について「本役務提供期間」といいます。）中、継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本割当契約に基づき交付される株式（以下「本割当株式」といいます。）の全部について、譲渡制限期間の満了時点をもって譲渡制限を解除する。

京都銀行の対象取締役等が、2025年6月27日から翌年に開催される京都銀行の定時株主総会の日までの期間（以下、京都銀行の対象取締役等について「本役務提供期間」といいます。）中、継続して京都銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役等が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由

（自己都合によるものはこれに含まれない。以下同じ。）により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、本役務提供期間中に、当社の取締役または執行役員（京都銀行の対象取締役等においては京都銀行の取締役または執行役員）のいずれの地位も死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、当該退任日の翌日をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める退任の時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の本役務提供期間に係る在任期間（本役務提供期間開始日を含む月の翌月から退任日が属する月までの月数）を12で除した数（その数が1を超える場合は1とする）を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が大和証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関して、大和証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役

会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は1とする。)を乗じた数(但し、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社および京都銀行の本割当決議日の属する事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月26日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,569円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上